

# 平成30年度 狂犬病予防集合注射のお知らせ

生後91日以上の犬は、狂犬病予防法により、登録と狂犬病予防注射を年1回受けなければなりません。集合注射の実施日などは次のとおりで、雨天の場合も実施します。

**手数料**  
・新規登録する犬 3,000円（登録手数料）  
+3,200円（注射手数料）  
・登録のある犬 3,200円（注射手数料）  
※飼い犬は必ず登録しましょう。  
※登録した犬には、鑑札、注射済票をつけておきましょう。  
※鑑札をなくされた場合は、届け出ると再交付されます。  
（再交付手数料1,600円が必要です）

※案内はがき（4月に届きます）と手数料は、必ずお持ちください。  
※狂犬病予防注射は、集合注射の期間（4月23日～25日）が終わっても、動物病院で受けることができます。その場合の注射手数料などは、動物病院にお問い合わせください。  
※手数料は、お釣りのないようお願いします。



問合先 生活環境課 環境係 ☎492-9140

	と き	と ころ
4月23日(月)	13:00～13:20	加古大池五軒屋池の内公園
	13:30～13:50	上新田公会堂
	14:00～14:20	北新田公会堂
	14:30～14:50	見谷公会堂
4月24日(火)	15:00～15:30	加古福祉会館
	12:40～12:55	中條集会所
	13:05～13:30	母里福祉会館
	13:40～14:00	下草谷公民館
	14:10～14:30	草谷公民館
	14:40～15:00	上野谷公会堂
	15:10～15:25	住吉神社
4月25日(水)	15:35～15:45	東部隣保館
	13:00～13:10	稲美中央公園北側駐車場
	13:30～14:00	天満神社
	14:10～14:40	農村環境改善センター
	14:50～15:00	幸竹ふれあい広場
	15:10～15:30	西部隣保館
	15:40～15:50	中一色公民館

# 障害者の軽自動車税または自動車税の減免

身体障害者手帳などをお持ちの人が利用されている軽自動車または普通自動車について、税の減免ができます。ただし、障害者1人につき、軽自動車または普通自動車どちらか1台に限ります。

## ● 軽自動車の場合



- **申請場所** 税務課
  - **申請期限** 5月31日（木）
  - **必要なもの**
    - ・納税通知書
    - ・運転免許証（減免申請する車を運転する人のもの ※コピー可）
    - ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など（※各種手帳は必ず原本を、また複数所持している場合は全てお持ちください）
    - ・その他必要なもの
- ※法改正等があった場合、改正後の内容を適用します。

## ● 普通自動車の場合



- **申請場所** 加古川県税事務所
- **申請期間（通常）** 4月2日（月）から納期限まで
- ※上記の申請期間経過後も月割減免制度があります。詳しくは、加古川県税事務所にご確認ください。
- **必要なもの**
  - ・印かん、運転免許証、身体障害者手帳、療育手帳など
  - その他必要な書類は、加古川県税事務所（☎421-9271）にご確認ください。

平成30年度軽自動車税の納期限は  
**5月31日（木）**です  
納税通知書は5月中旬に発送する予定です

# 固定資産の「縦覧」

納税義務者の皆さんが、町内の土地や家屋と自己の資産の価格（評価額）を比較できる「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧することができます。なお、この縦覧帳簿には、所有者や税額などは記載されていません。



- **と き** 4月2日(月)～5月31日(木)  
8:30～17:15 (土日、祝日を除く)
  - **と ころ** 税務課 資産税係窓口
  - **縦覧できる人**  
町内に所在する土地・家屋にかかる固定資産税の納税義務者またはその代理人
  - **必要なもの**
    - ・印かん
    - ・身分証明書〔顔写真有りの場合は1点（運転免許証など）、写真無しの場合は2点（健康保険証+納税通知書など）〕
- ※代理人の場合は、委任状が必要です。

## 閲覧制度について

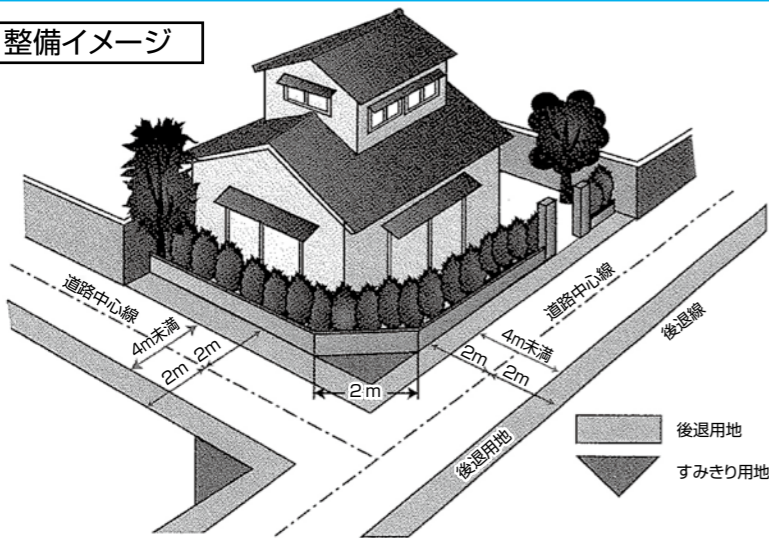
自己資産の価格などの確認は、固定資産課税台帳（名寄帳）の「閲覧制度」をご利用ください。※借地・借家人が閲覧する場合は、賃貸借契約書などの権利関係が確認できるものが必要です。

## 審査の申し出

固定資産税の納税義務者で固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の3カ月後までに固定資産評価審査委員会に審査の申し出ができます。

平成30年度固定資産税・都市計画税の  
第1期納期限は **5月31日（木）**です  
納税通知書は5月中旬に発送する予定です

## 整備イメージ



◆ **狭あい道路拡幅整備事業って？**  
建物を建てる時に、敷地は幅4m以上の道路に接している必要があります。道路の幅が4m未満の場合は、道路の中心から2m後退したところまでを道路とみなして、建物を建てることとなります。町では町道を対象に、この道路とみなされる部分の用地買収等を行って整備しています。

# 建物を建築される皆さんへ 「狭あい道路拡幅整備事業」のお知らせ

## ◆ 手続きは？

建築確認申請までに事前に相談いただき、拡幅整備の方法などについて打ち合わせします。その後、建築確認申請時に拡幅整備申請書を提出していただきます。

## ◆ 費用は？

用地買収費、測量・分筆費、道路整備費などの費用は、町が負担します。

## ◆ 問合先

都市計画課 都市計画係 ☎492-9143

# 町税等の納付は安全で安心な 口座振替をご利用ください

口座振替をご利用いただく、納め忘れの防止や支払いに行かれる手間が省け、大変便利です。なお、町内の各金融機関には口座振替依頼書が備わっていますので、次の金融機関の窓口でお申し込みください。

- みなと銀行
- 三井住友銀行
- 但馬銀行
- 播州信用金庫
- 但陽信用金庫
- 姫路信用金庫
- 西兵庫信用金庫
- 兵庫信用金庫
- 兵庫南農業協同組合
- ゆうちよ銀行
- ゆうちよ銀行は、ゆうちよ銀行指定の依頼書をご利用ください。
- ☆ 振替をする金融機関を変更する場合は新しい金融機関で申し込んでください。

い。◆ **手続きに必要なもの**  
・預貯金通帳  
・通帳届出印  
・納税通知書  
すでに口座振替を利用されている場合は、「全納」と「期別」の振替の変更を希望されるときは、税務課窓口で手続きできます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
指定期限		5月31日(木)	7月2日(月)	7月31日(火)	8月31日(金)	10月1日(月)	10月31日(水)	11月30日(金)	12月25日(火)	1月31日(木)	2月28日(木)	4月1日(月)
税目	町 県 民 税		全期・1期	2期	3期				4期			
	固定資産税・都市計画税		全期・1期	2期					3期		4期	
	軽自動車税		全期									
	国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
依頼書締切日		4月27日(金)	5月31日(木)	6月29日(金)	7月31日(火)	8月31日(金)	9月28日(金)	10月31日(水)	11月30日(金)	12月25日(火)	1月31日(木)	2月28日(木)

※金融機関で依頼書締切日までに依頼されると、上記の指定期限から振替することができます。